

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		表示に関する指示に係る措置命令（衛生事項に係るもの）	
根拠条例・規則等名		食品表示法	
条 項		第6条第5項	
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 生活衛生課（電話：048-829-1300）	
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定（処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため）	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			